

重度障害者歯科診療所建設借入金補助・運営補助

I. 重度障害者歯科診療所について

本市では、「自由都市・堺 ルネサンス計画」及び「第3次障害者長期計画」の中で具体的な取組みとして、「重度障害者の歯科診療の充実」を掲げており、健康福祉プラザ整備事業の一環として、その拠点となる体制の整備を進めてまいりました。

平成19年3月末に南大阪の重度障害者歯科診療の拠点であった大阪府立身体障害者福祉センター附属病院が廃止（移転）になり、重度障害者歯科診療に係る市民のニーズが増大する中、平成20年4月に堺市口腔保健センターの運営主体である社団法人堺市歯科医師会の協力が得られ、その隣接地に「堺市重度障害者歯科診療所」を開設いたしました。

当該診療所は、全身麻酔法等による治療法を用いて、障害のある方で、これまで一般歯科診療所では治療が困難であった方々が、安心して治療を受けることができる歯科診療所であり、平成24年4月に開所した健康福祉プラザとの連携によって、本市の障害者医療の充実を図っていく上で必要不可欠な施設であります。

II. 管理運営補助金について

当該診療所の管理運営に係る経費を助成すること及び建設に係る借入金償還を助成することにより、重度障害者等の歯科診療所の充実に資することを目的とする。

(患者数推移表)

		H22	H22	H23
患者数(人)		1,418	1,501	1,757
内訳	全身麻酔症例	428	424	522
	静脈麻酔症例	316	364	468
	吸入鎮静法症例	4	2	0
	モニター監視	21	37	27
	通常治療	541	544	616
	CT撮影	108	130	124

開所から4年を経過した利用者の生命を守る医療機器の耐用年数への対応が必要となっている。また、三次障害者歯科医療の充実を図るべく、大阪府地域医療再生基金事業（歯科医療対策）による、全身麻酔装置・付属機器について機器整備補助を行うことを予定している。

III. 整備補助金について

当該診療所の利用駐車場において、入口までの間に「雨避け」がなく、利用者から雨に濡れないように駐車場屋根の設置を望む意見が多数寄せられており、またその影響として雨天時には通院予約のキャンセルも多くなっていることから、設置を行うものである。